

(11) 鉄道の建設事業

分類	主な配慮事項	配慮指針項目		関係課	実施の有無	配慮計画の内容
(1) 自然環境	3 生態系への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>貴重な植物群落、野生動物の生息地、湧水池での造成はできるだけ避けるよう配慮する</li> <li>保存する必要がある樹木や植物等は、工事機器による損壊を防ぐため、柵などにより保護に努める</li> </ul>	○	公園緑地課 環境政策課		
(2) 生活環境	3 工事による騒音・振動対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>低騒音・低振動型建設工法の採用、低騒音型機械の使用、建設機械の配置、工事時間帯の調整、防音パネル・防音シートの設置等により、周辺地域への影響を低減するよう配慮する</li> </ul>	◎	環境政策課		
	4 工事現場の排水対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事に伴う排水は、沈砂池などにより適切に処理するように努める</li> </ul>	◎	開発調整課 環境政策課		
	5 工事中の粉じん対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>シートの設置、散水などによる適切な対策を講じるよう努める</li> </ul>	◎	環境政策課		
	6 工事車両による公害対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事車両は、周辺への騒音、振動、排気ガスの影響を低減するよう努めるとともに、不要なアイドリングの防止にも配慮する</li> </ul>	◎	環境政策課		
	7 工事現場周辺の美化	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事現場及び周辺では、建築資材、ごみや廃材等の整理・整頓に努め、周辺環境を損なわないよう配慮するとともに、廃棄物については、適正保管及び適正処理を遵守する</li> </ul>	◎	環境政策課 廃棄物減量推進課 産業廃棄物対策課		
	8 供用後の騒音・振動対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画に際しては、周辺地域の環境基準等に照らし、周辺の生活環境を保全するよう必要に応じて防音・防振対策や緩衝帯の設置等の適切な対策に配慮する</li> </ul>	◎	環境政策課		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>拡声器を設置、使用する場合には、その稼動時間や音量について、周辺の生活環境に配慮する</li> </ul>	◎	環境政策課		
	12 油類等の流出防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>油類等を取り扱う場合は、当該物質が流出しない措置を講ずるよう努める</li> </ul>	◎	消防局予防課 環境政策課		
20 公害発生状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>公害の発生状況を監視するため、必要に応じて大気、水質、騒音などの測定を行うとともに、周辺への影響の把握に努める</li> </ul>	◎	環境政策課			

(11) 鉄道の建設事業

分類	主な配慮事項		関係課	実施の有無	配慮計画の内容
		配慮指針項目			
(3) 快適環境	<b>6 歴史的資源の保全</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画の早期段階で、計画地内の埋蔵文化財等の有無を確認し、関係機関の意見を尊重するよう努める</li> <li>工事作業実施中に埋蔵文化財が発見された場合は、関係機関と十分協議の上、保存するよう努める</li> </ul>	◎ 文化財保護課		
(4) 地球環境	<b>1 工事における建設資材の再利用 設資材の再利用等</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築用型枠材等の資材は、熱帯材の使用を抑制するとともに、繰り返し使用できるものを利用するなど、材料や工法などに配慮する</li> </ul>	◎ 環境政策課		
	<b>2 廃棄物の減量・リサイクル</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業活動に伴って発生する廃棄物及び副産物は、分別回収に努め、再生資源として活用するなど、廃棄物の減量化、資源化、再使用、再利用の促進を図るとともに、廃棄物については適正処理を行う</li> </ul>	◎ 廃棄物減量推進課 産業廃棄物対策課		